

巨 大 船
 準 巨 大 船
 危 険 物 積 載 船
 物 件 え い 航 船 等

航 行 予 定 通 報

平成 年 月 日

(1) 伊勢湾海上交通センター所長 殿

船長の氏名
 提出者の氏名
 及び連絡先

海上交通安全法第22条の規定に準じて、下記のとおり通報します。

(2) 船舶の名称 及び総トン数		(3) 船舶の全長	メートル
		トン	(4) 最大喫水 メートル
(5) 積載している危険物の種 類及び種類ごとの積載量 (危険物積載船に限る)			
(6) 曳き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から 物件の先端までの距離(物件えい航船等に限る。)	メートル		
(7) 物件の概要 (物件えい航船等に限る。)			
(8) 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る。)	仕出港(国名)		
	仕 向 港		
航行しようとする航路の区間 航路に入ろうとする日時 及び航路から出ようとする日時 (時刻の表示は24時間制 による。)	航路名 伊良湖水道航路	(9) 区間 (北航・南航)	
	(10) 入る時間	月 日 時	
	(11) 出る時間	月 日 時	
(12)・(13)海上保安庁との 連絡方法 (船舶局のある船舶にあって は、呼出符号又は呼出名称)	呼出符号 船舶電話		
(14)伝達者の氏名又は名称 及び住所	電話 担当者名	FAX (夜間連絡先)	
備考	水先人乗船 (有・無)		代理店コード

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 2 「巨大船」とは法第2条第2項第2号の船舶をいう。
 3 「準巨大船」とは法第22条第2号の船舶をいう。
 4 「危険物積載船」とは法第22条第3号の船舶をいう。
 5 「物件えい航船等」とは法第22条第4号の船舶をいう。
 6 (7)の物件の概要には物件の種類、長さ、最大幅、最大の高さ等を記載すること。

受付番号	/	入力	確認
------	---	----	----